

下多度小学校 いじめ防止基本方針

ダイジェスト版

いじめの定義

「いじめ防止対策推進法（H25年法律71号）第2条より」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

- 【一定の人間関係のあるもの】学校の内外を問わず、同じ学校・学級、部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人間関係がある者を指す。
- 【心理的、物理的な攻撃】物理的な攻撃には、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたりすることを含む。また、仲間はずれや集団による無視など、直接関与しなくとも心理的圧迫で相手に苦痛を与える行為を含む。

- 1 いじめについては、「どの学校でも、どの子にもおこり得る」「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気づいていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」との基本認識をもち、アンケート調査や教育相談など、児童の状況を把握する機会を定期的に設ける。また、児童が発する小さなサインを見逃さず、職員間で情報交流を行ったり、保護者や地域からの情報収集に努めたりする。
- 2 いじめの訴えがあった場合には、本人や保護者の心情を最大限にくみ取り対応する。
危機管理の鉄則「さ・し・す・せ・そ」
さ・・・最悪の状態を想定して し・・・慎重に す・・・素早く
せ・・・誠意をもって そ・・・組織的に対応する
- 3 いじめを認知した場合には、いじめられている生徒に対して、学校は全力で守り抜くことを伝え、保護者と十分に連携しながら、いじめの実態に応じた具体的な対応を行う。
- 4 いじめを行った生徒に対しては、保護者の理解と協力を得ながら、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを理解させるように根気強く指導をする。また、必要に応じて警察との連携を図るほか、出席停止の措置についても検討する。
- 5 いじめ問題の認知に関する教職員研修を行い共通理解、共通行動を図る。また、人権・命の大切さや思いやりの心を育てる授業を実施したり、児童会活動等を通じて児童がいじめ問題に主体的に取り組むように促したりする。
- 6 新年度の学級編成や転入に伴う友人関係の変化に留意し、「教育相談アンケート」(年間に記名5回、無記名3回)を活用し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努める。アンケート後は、問題のあるなしに関わらず、全員に教育相談を実施し、早期対応して、解決を図っていく。また、担任の教育相談後、全教職員で確認、共通理解し、指導の方針と着手を迅速に行う。いじめの解消は、いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月間なく、被害児童が心身の苦痛を感じていないという2つの要件が満たされていることとする。しかし、これらの要件が満たされていても、再発の恐れ等の事情も勘案して判断し、日常的に注意深く観察するとともに、保護者と連携を図りながら見届ける。